

## 第6章 文化的景観の整備活用に関する事項

### 1 文化的景観の普及啓発

野火止用水・平林寺の文化的景観の価値や魅力を広め、関心を高めていくために、以下のような普及啓発に関する施策の実施に努めます。

#### (1) 野火止用水を活用したかつての暮らしや歴史を学ぶ場としての整備活用

##### ア 野火止用水・平林寺の文化的景観の価値に関する情報の発信

野火止用水・平林寺の文化的景観の価値や魅力について、市民が知り、更に誇りや愛着を高めるとともに、観光のまちづくり等に活用していくことができるよう、観光プラザ等を拠点として、野火止用水に関する情報の発信に努めます。



図 6-1 観光プラザ

##### イ 野火止用水に関するイベントの開催

野火止用水クリーンキャンペーンを始めとする野火止用水に触れる機会となる関連イベントの開催等を実施していきます。また、野火止用水流域自治体との連携によって、野火止用水を活用したウォーキングイベントの開催等について検討していきます。

さらに、市民・団体や事業者等が実施するイベントについて協力していくものとします。



図 6-2-1 “すぐそこ新座”発見ウォーキング



図 6-2-2 ウォーキングナイト



図 6-2-3 野火止用水ホタルのタベ



##### ウ 地域の暮らしに関する学習の場の整備

野火止用水を地域の歴史や文化、暮らしを知る教材として、かつての暮らしの再現を行う等、地域学習の場として積極的に整備活用していきます。



図 6-3 野火止用水サミット

野火止用水サミットは、野火止用水流域自治体である立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市及び新座市により構成されます。野火止用水サミットでは、野火止用水を始めとした自然環境の保全と活用等について意見交換を行うとともに、共同宣言書への調印が行われました。

### 野火止用水サミット共同宣言

野火止用水は、承応4年(1655年)の開削以来、流域に住む人々の生活用水やかんがい用水として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、戦後の高度経済成長期に入ると、宅地開発に伴う生活排水の流入による水質の汚濁が進み、加えて、昭和48年(1973年)には、水不足により、玉川上水からの取水が停止され、水の流れが途絶えることとなりました。

その後、清流の復活を願う地元の機運が高まり、東京都と埼玉県による協議が進められ、昭和59年(1984年)に再び野火止用水に清流が復活したところであります。現在では、各地域において様々な保全活動も進められています。

この歴史的文化資産である野火止用水を、今わたくしたちが保全し、後世につなげていくことは、わたくしたちの重要な責務です。

今後は、さらに流域自治体の連携を深め、野火止用水と周辺の豊かな自然環境を守り続けながら、将来に向けて、野火止用水をはじめとした自然環境をいかしたまちづくりを進めてまいります。

ここに、わたくしたちは、三つの目標を掲げ、都県を越えて、その達成に向け努力することを宣言します。

- 一 野火止用水を開削した先人への感謝とともに、野火止用水の持つ歴史的価値を認識し、後世に引き継ぎます。
- 一 野火止用水と周辺の自然環境を、都市近郊の貴重な水と緑の空間として保全し、守り育てます。
- 一 流域自治体、市民相互の連携を深め、野火止用水と周辺の自然環境等をいかしたまちづくりを進めます。

平成 23 年(2011)11 月 15 日

## (2) 野火止用水・平林寺の魅力を伝える人材の育成と活用

### ア 野火止用水の語り部の掘り起こし

野火止用水を中心としたかつての人々の暮らし等の歴史を後世に伝えていくために、野火止用水の語り部を掘り起こすとともに、語り部が語る場づくり・機会づくりに努めます。

### イ ボランティアの育成と活用

野火止用水・平林寺について、市民が積極的に関わり、育成していくために、ガイドや調査等のボランティアの育成と活躍できる場づくり・機会づくりに努めます。

## 2 野火止用水・平林寺周辺の整備活用

### (1) 野火止用水を活用した水と緑に親しめる空間の整備

野火止用水と平林寺の周辺において、以下のような景観を活かした空間や拠点施設等の整備と活用に努めます。

### ア 公園や緑地との一体的な緑の空間の整備

野火止用水の隣接地に一体的な緑の空間となる公園や緑地の整備・再整備に努めます。総合運動公園においては、野火止用水の景観に配慮した事業の推進を図ります。

### イ 遊歩道等の整備

野火止用水沿いを散策できるよう、遊歩道の未整備区間や休憩所等の整備を進めます。

### ウ 観光の拠点となる施設の整備

観光情報案内機能を持った(仮称)ふるさと新座館の整備や、(仮称)ふるさと歴史館における歴史を学ぶ場の整備検討を進めます。

### エ 案内看板の整備

野火止用水沿い等に設置される案内看板について、野火止用水・平林寺の文化的景観に配慮するとともに、統一的な整備に努めます。

### オ 失われた構成要素の再現

かつて存在したもの現在は失われてしまった「ドンドン」や呼び井戸等の野火止用水の文化的景観を構成する要素について、その再現や復原を検討します。

また、その他の野火止用水の周辺で実施する事業については、本保存計画の趣旨を踏まえ、整合性を図るものとします。

## **(2) 重要な構成要素に係る整備**

重要文化的景観選定申出範囲における重要な構成要素について、以下の事項について整備や検討に努めます。

### **ア 平林寺境内林の保存・管理・活用**

国指定天然記念物であり、文化的景観の重要な構成要素である平林寺の境内林について、保存・管理・活用計画の策定を検討していきます。

### **イ 市民等による雑木林の萌芽更新**

総合運動公園の雑木林において、これまで進めている市民等による萌芽更新の取組を継続していきます。

### **ウ 野火止用水の用水敷の再整備**

野火止用水は、史跡として保存することを基本としますが、老朽化等により再整備が必要な箇所については、文化的景観にふさわしい再整備を検討していきます。

また、かつての水を利用した暮らしを知ることができるものとして水車の再現を検討します。

### **エ 重要な建造物の修理・修復**

文化的景観の形成に重要な建造物等について、修理や修復を支援します。

なお、「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」(平成 22 年 5 月 1 日改正)においては、下記に掲げる整備事業や普及・啓発事業に係る経費の 2 分の 1 が補助されると記載されています。

#### **●整備事業**

- (1) 事前調査、整備計画立案
- (2) 標識、説明板・境界等の設置及び改修工事
- (3) 防災、便益管理施設の設置等の工事
- (4) 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧工事及び修景等工事

#### **●普及・啓発事業**

- (1) 調査事業及び保存計画策定に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業
- (2) 調査事業、保存計画策定及び整備事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業